

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 三 第 卷四十二第

行發日一月三年二和昭

論 叢

廣告稅論 教授 法學博士 神戶 正雄

ミルの社會學概念 講師 文學博士 米田庄太郎

露西亞の新經濟政策と農業 教授 法學博士 河田 嗣郎

土佐の百姓一揆 教授 經濟學士 黑 正 巖

時 論

支那問題管見 教授 法學博士 末廣 重雄

說 苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治

琉球の慶長役以後 教授 法學博士 山本美越乃

雜 錄

日銀指數利用の一指標 講師 經濟學士 蜷川 虎三

伊太利のリラ貨引上策について 經濟學士 松岡 孝兒

長週期景氣循環に關する一研究 經濟學士 菊田 太郎

梅雨考 教授 法學博士 財部 靜治

土佐の百姓一揆

黒 正 巖

緒 言

土佐は海南の大藩であり、山内一豊入部以來連綿として山内氏の支配する所であつた。然かも慶長八年の本山一揆以來、明治四、五年の徴兵忌避の百姓一揆に至る迄、前後十回の百姓一揆が發生したのである。之は私が豫ねて主張する百姓一揆發生の社會素質論より見て、相矛盾する現象の如くである。果してさうであらうか。又私が百姓一揆を研究するに方りて常に述べたるが如く、百姓一揆の地理的分布には、夫々地方的色彩が現はれて居るのであるが、土佐の百姓一揆は如何なる特色を有するか。之を明かにせんとするのが本文の目的である。

百姓一揆に關する文献として傳はれるもの、多くは民間の記録にして、支配者たる代官又は藩の文書中に殘存するものは極めて少いのであるが、土佐に於ては藩の公文書中に記録せらるゝもの多く、その記述極めて簡單ではあるが、以て信憑するに足るものである。之等の文書は主として高知圖書館に保管されて在る。昨年夏、本學助手上田藤十郎學士に托して百姓一揆の資料を索

め、その重要なもの、みを筆寫した。而して百姓一揆十件の内、天明七年池川用居の一揆逃散、及び天保十三年の名野川一揆逃散に關する記録は最も委しいものであるのみならず、土佐の百姓一揆として最も典型的のものである。故に先づ土佐の百姓一揆を年代史的に概觀し、更に徳川時代一般の百姓騒動の範疇にあてはめて、土佐の百姓一揆の特質を明かにし、殊に池川用居の一揆逃散を詳述しようと思ふ。

第一 土佐百姓一揆の年代史

(1) 慶長八年(西紀一六〇三年)十一月、本山一揆。本山土居は山内刑部長勝の代官所である。

刑部は同年十一月租税を檢し、未進を完納すべき事を督促したが、その責求する事餘りに急であつた。然かも下津野村一箇村は貢租の完納を肯じない。そこで同村の庄屋たる立石左馬之助(或は高石)の責任を訊したるに、左馬之助は却て農民を召集し、吉信山(長岡郡北山村の瀧山)に立て籠りて反抗するに至つた。山内刑部之を鎮定せんとしたるもその手勢少かりし爲め、援兵を浦戸に在し山内一豊に乞ふた。乃ち山内内記、山内掃部等をして組士を率ひて之を救はしむ。農民等援兵と各地に轉戦せるも利有らず、首謀者左馬之助は慶長九年二月弟吉之助と共に讃州に走り、次で備前に逃亡したので事件は落着した。¹⁾

1) 皆山集九十二(土佐史料二九六)

藩志内篇一ノ三八(土佐史料五五九)

2) 大石物語中土州本山一揆(土佐群書類從六五)

本山一揆は幕政初期の百姓一揆としての特色、有す、云ふ迄もなく本山附近は山内氏入封以前に長曾我部氏の支配せし所にして、この地方には長曾我部元親の遺臣が多く居住し、本山一揆の首領たりし立石左馬之助も矢張りその遺臣の一人である。而てこの一揆發生最初の動機は、大石物語、瀧山物語等に、「今度の一揆どもは別して國家を動かさんどもあらず、只年貢賦役に倦ての事なれば首切るべき様もなし。」とあるが如く、貢租負擔の問題より起つたのであるが、併し左馬之助兄弟がこの舉に出づるに至つたのは、全く新領主を輕侮し反抗せんとしたものである事は明かである。本山一揆はその首謀者立石左馬之助兄弟が備前に逃亡したる後、その子孫が播州淺野侯に仕へ、赤穂義士の大石山良之助を生んだといふので、世人の注目する所となり、色々の記録が残されて居る。その考證的真偽は敢えて茲に論及しない。本山一揆に關する主なる文献は、本山一揆覺書(土佐群書類從二十五)、土佐國瀧山物語(同上六十五)、豊永一揆(土佐國編年記事略)、吉田孫左衛門覺書(同上)、吉田家由來書(同上)、御家傳記(土佐群書類從十九)、御家中名譽(同上五十)等にして、之等は何れも大日本史料第十二編の一の七三四頁より七四九頁に收載されてある。

(2) 寛文三年(一六六三年)、百姓町人愁訴。余は之に關しては根本資料を閲覽するの機がなかつたので、沼田頼輔氏の説を借用した³⁾。之は騒動とはならなかつたものであるが、野中兼山の治

3) 沼田氏、土佐の農民(歴史地理特別號日本農民史二一八)

下に於て、領内に專賣類似の仕法が行はれ、爲めに領民の負擔甚だ多く、兼山は農民の怨府となつた。併し兼山が實權を握り勢を擅まゝにして居た間は、流石の農民も反抗するに由なかつたのであるが、彼が失脚するや平素苦痛に耐えかねて居た農民町人等は一齊に立つて、舊來の施設を撤廢すべき事を主張した。沼田氏の書によれば、愁訴狀は四十七箇條よりなるものである相だが、その主なるもの七條を摘示して居らるゝにすぎぬ。併し之によつて見るも、專賣類似の仕法が如何に農民生活を壓したかを察する事が出来る。爾來この仕法は多少緩和せられたが、財政窮乏を告ぐると共に、再び國產方又は國產役場の設けらるゝに及びて、一揆發生の素地が作られたのである。

(3) 寶曆元年(一七五一年)六月、佐川一揆。高岡郡佐川は山内家一家老たる深尾氏の所領である。土佐史料及び御家年代略記には、「寶曆元辛未六月佐川領百姓六百人斗徒黨訴訟」とあるも、如何なる原因に基くものか、又如何なる形式によつて行はれたかは記されて居ない⁴⁾。

(4) 寶曆五年(一七五五年)十一月、津野山一揆。この一揆の原因は、豫ねて藩が國產方なるものを設け、特權商人をして重要國產の買入獨占をなさしめた事である。即ち高知町通り丁の間屋たる藏屋利左衛門は津野山地方に於て格安にて國產を買取るを以て、地方民は甚しく困窮した。茲に於て農民等は利左衛門の國產買入を停止せられん事を愁訴する事屢々であつたが、藩政府は

4) 御家年代略記二ノ三三
土佐史料二六一ノ三三

之を聽許しない計りでなく、その愁訴を不當なるものとして彈壓を加へんとした。農民はこのまゝ、餓死するよりは徒黨を組みて他國に逃散するか、或は江戸に人を派して直訴するの他なしとし、貢租を上納しなかつた。世情甚だ不穩となり、農民は耕作に従事せず、高知に押しよせて暴利を貪りてあくなき藏屋利左衛門を打ち殺さんなどの流言行はる。藩政府は事態容易ならざるを以て、數十人の足輕を遣して張本人等二十二名を捕縛した。吟味の上、越知面庄屋津野喜之丞、構原村庄屋中平善之丞等八人は牢屋に投せられた。構原村庄屋中平善之丞等は藏屋利左衛門の不都合を指摘し、責は彼にありとしたので、翌年四月十七日、善之丞と利左衛門とを對決せしめたるに、利左衛門は申開きをなす事能はず、遂に彼も投獄せられた。翌々年事件は解決し、庄屋中平善之丞及び藏屋利左衛門は死罪に處せられたるも、他の張本人は放免された。又新に國産改役なるものを設けて、國産買入れの際の不正を檢察し、國産方に對する農民の不平、困難を緩和しようとするのである。⁵⁾併し乍ら國産方の仕法は、買手獨占をなさんとするものにして、特に當時の如く農民の地位が壓迫せられて居る間は、買手獨占によつて販賣者たる農民は一層不利に陥らざるを得なかつた。問題の根本が解決せられたのではないから、國産方を中心として再び百姓一揆が勃發したのである。

(5) 天明七年(西紀一七八七年)二月十六日、池川用居一揆⁶⁾。之は吾川郡池川用居兩村の農民

5) 御家年代略記二ノ三五、土佐史料二六一ノ三五、南路志七十六
備臣宮地氏日記抜書(土佐史料一八三ノ一〇)

6) 伊豫松山藩の記録には「佐川一揆逃散」とある。

が、凶年の爲め飢餓に迫り、且つ貢米搬出及び國産方の不都合を怒りて愁訴せるも、下情上意に達せずとなし、伊豫國に越境し久萬山菅生山に立て籠つた最も有名な逃散一揆である。之に就きては後に詳述するから、茲には省略する。

(6) 天明七年二月二十四日、森山北川一揆。之は前項の池川用居の逃散と略ぼ時を同ふするものであり、且つ隣接村落にして同じ伊豫久萬山に逃散せるものなるが故に、同一の一揆として取扱はれて居る様であるが、併し必しも同一の統制を有し行動を同ふせるものではないから、私は假りに之を別個の運動として掲げる事にしたのである。⁷⁾

(7) 寛政九年(西紀一七九七年)十月、豊永一揆。之は長岡郡豊永郷地方に起つたものであるが、之に關する文献乏しく、只、「豊永郷中百姓徒黨訴訟」とあるのみにて、如何なる原因により、如何なる形態を以て行はれたか明かでない。⁸⁾

(8) 天保十三年(西紀一八四二年)七月五日、名野川一揆。豊永一揆以來土佐藩は平穩にして、農民の反抗運動を見なかつた。然るに天保十三年に至り、その春阿波よりの逃散あり、幕末社會人心の動搖せし頃の事とて、土佐の農民に對しても何等かの影響を與へずにはおかなかつた。會々、吾川郡名野川郷に於ては、番頭大庄屋病氣の爲め執務不届にて村政紊亂せしに乘じ、小庄屋藤崎明平なるもの横暴を極め、大庄屋との間に格執あり、大庄屋の非違を發きて農民を煽動し

7) 池川用居非常大要記錄三十八丁
8) 御家年代略記(土佐史料二六一)

た。茲に於て藩當局はその煽動者の一人たる庄屋上岡外記を投獄し、更に藤崎明平を詮議せんとしたが、明平遂に七月四日切腹した。茲に於て百姓等三百餘人伊豫に逃散するに至つた。天明七年の池川用居の逃散は相當の政治的理由を存するものなるが故に、藩當局も農民に臨むに溫和なる方法を以てしたが、今回は元々庄屋間の私人の争より生じたる逃散の事とて、徹底的に之を糾弾すべしと、全員四百五十人の武士を三組に分つて派遣し、有無をいはず捕縛する事とした。

今回の逃散は去る天明度の逃散が菅生山僧侶の斡旋によつて大成功したる事に示唆を受けたるは勿論、藤崎明平はかねて一朝事ある時は逃散を斷行せんと計畫せしと見え、菅生山の僧侶に屢々依頼して居たといふ事である。事情かくの如きを以て、松山藩も土佐藩も僧侶の態度を惡み、僧侶の手を切つて問題を處置しよう、折衝を重ねて居る。結局農民の屈服となり、囚人同様三百人の百姓に繩をかけ手錠をおろして追ひ返へした。武士が出かける時の事情を記した「元吉忠八筆記」によれば、逃散農民を追捕するのに、戦場にのぞむが如き勢であるが、然かも途中の困難の際に、食物旅舎等の爲め困難して弱音を吐いて居る所などは、武士が如何に無力のものになつて居たかを推すに最も面白い資料である。又菅生山を包圍する時の作戦なども、菅生山の地圖によつて部署を定め、夜陰に乗じて攻め上つて居る。逃散の百姓は何れも一刀を携へては居たが、かく迄武士が百姓を恐れるとは、太平の久しかりしを思ふて餘りある。歸村後如何に處分し

たかは明かでないが、内濟として重課に處しないで解決せられたもの、如くである。⁹⁾

(9) 萬延元年(西紀一八六〇年)十一月、津野山騒動。之は合法的手段によつて、津野山郷一帯八ヶ村の庄屋等が貢租徴收期に關して愁訴したものであつて、非合法的なる百姓一揆中に數ふべきものではない。併し乍らその愁訴狀に見はるゝ所によれば、その主張は從來の百姓一揆の主張と何等異なる所はない、只當時は開國論攘夷論によつて天下大に騒ぎ、武士の統制力が弛緩して居たため、藩政府は強硬に農民の愁訴を却くる事能はず、之を聽許したもののようである。故に若し彼等の主張が容れられなかつたならば、或は暴動に變じたかも知れぬ。而てこの平穩なる運動の裏面には討幕尊皇の革命的思想のひそんで居た事を認むる以上は、この愁訴騒動が單なる貢租軽減の運動でなかつた事を推論しうるであらう。何となれば、かの大和十津川に於て藤本鐵石等と義擧を企て、その難に殉じたる吉村虎太郎氏は、當時橋原村の番人庄屋にして、現に愁訴狀提出者の一人としてその名が連ねられて居るからである。今參考の爲め愁訴狀を示せば次の如くである。¹⁰⁾

奉 愆 願

一、米千九百二十二石一斗五升一合也、

但當中年分御貢物米如斯、

右之内米二百二十九石六斗一升八合也、船戸村分引、

9) 名野川郷民逃散之記(土佐群書類從六十九卷)
御家年代記三ノ一〇九、土佐史料二六一

10) 土佐史料二〇七

残て米千六百九十二石五斗三升三合也、

但橋原越知而四萬川芳生野北川初瀬中平松原八ヶ村分如斯、

右は津野山之内私共支配八ヶ村御貢物米前々より本御相場を以上納仕來候處、近年諸産物價下落仕、地下人共一圓大に困窮仕、度々御苦勞掛爲體に御座候。畢竟當地之儀は山際之瘠地作物出來不食食物不足仕、掘根等いたし相補候場所に付、御貢物上納之儀は諸産物手宛に仕居中候處、産物は下直に相成米穀は高價に至り、自然及難澁居中候間、惣太立用御切手を以御貢物上納仕候様被仰付度、委細先達奉願上候處、此度往古川方之有無ニ不拘而銀納御定村に付不被及御詮議に御趣被仰付奉畏候。然に又々押て奉願候、恐多次第には奉存候へども、根元本御相場を以銀納に被仰付候儀は御難感之御詮議振に而可有御座奉恐察候。子細口村船戸半山杯は立用納に被仰付、奥村に限銀に被仰付來居申候。實に當村の儀に御國端極邊鄙に付、大立候産物之外捌不申、茶精を第一の手宛に仕居中候所、前件之通近年下直に相成、不而己賣捌之品々は運賃に費彌増下直に相成買求候品々は同斷高直に相當り、銀錢頗不自由之場所故些細之金錢にも差泥候より大に御苦勞奉掛候譯、何分土地柄等彼是厚御詮議被仰付、口村同様冬分三ヶ二立用納に被仰付候歟、又は惣太立用を以て冬分一度の御取立に被仰付候歟、兩様之中格外御慈悲御詮議之上何卒御明届被仰付被爲下度奉恐願候。

右之趣何卒出格之御詮議被仰付御明届被仰付被爲下度御達仕候以上

萬延元年申十一月

八名連印(以下略)

御郡奉行所

之によつて見れば、幕末に於ける貨幣經濟と自然經濟即ち米遺經濟との矛盾の中に在りて、農民が苦しむたる有様を視ふ事が出来る。又農民等がその苦衷を屢々訴へて居た事も明かであるが、幸に暴動に至らなかつたのである。

(10) 明治四五年(西紀一八七一年—七二年)名野川一揆。之は俗に油取事件と稱する一揆にして徵兵制度の實施を誤解したのに基因する。即ち丁年の男子を兵隊とするは人間の油を搾取する爲めであるとして、農民等一揆を企て暴動をなし、徵兵制度に反對せんとしたのである。初め吾川郡名野川郷に於て竹本長十郎が總大將となりて事を起し、時の大參事林有造氏は兵を以て之を鎮壓し首謀者は死刑に處せられて事件は終結した。然るにこの誤解は尙ほ一掃せられず、明治政府確立後世情動搖せるに乗じて、一揆は、池川郷、本川郷、森郷にも傳播した。本川森郷の頭目たる山中陣馬の如きも死罪梟首された。

右に述べたる諸事件は徳川時代及びその轉換期に於ける農民運動の一形式であるが、かの池川一揆のあつた天明七年の九月には、前年の凶作の後をうけて食物缺乏し、然かも當局は窮民の撫育上不行届の點多かりし爲め、民心離反し、高知市中の富豪が多くの穀物を貯ふるに拘はらず、充分の救恤をしなかつたので、打ち毀が勃發し、虎屋、鐵屋などの如き富商は破壊せられた。又土佐領民の一揆ではないが、天保十三年正月二十四日、阿波國美馬郡祖父山與東分の名子等六百十六人が、土佐領長岡町豊永郷西峰村に逃散して來た事件がある。この一揆は阿波國山城谷の一揆の餘波として起つたものであるが、當時世情甚だ不穩の頃であつて、現に自領内にも名野川一

揆のあつた位で、逃散農民の侵入を危険視し、當局も深く注意して折衝し、内濟取計らひを以て歸村せしめた。⁽¹¹⁾ 名野川逃散の如きも或は多少阿波の逃散の影響を受けて居るかも知れぬ。

第二 土佐百姓一揆の特徴

私は徳川時代の百姓騷擾を類別するの標準として、支配關係の有無による方法をこつて居る。而て支配關係に基くものを更に經濟的支配關係に基くものと、政治的身分的支配關係に基くものとに概念上類別する事が出来る。固よりこの兩者は互に交錯する場合が多いが、土佐の百姓一揆は、少くとも文献に残れるものは、私の所謂狹義の百姓一揆たる政治的身分的支配關係に基くもの計りである。即ち支配階級たる武士がその支配權によつて農民を誅求せんとしたるに起原するものであつて、徳川時代特有の百姓一揆である。

次に土佐の百姓一揆をその發生原因につきて觀察するに、最初の一揆たる本山騷動は長曾我部の遺臣が新參の山内氏に歸服しなかつた事と密接の關係を有するものにして、幕政初期特有の原因を有す。その他は租税の重課及び國產方なる制度を設け、國產の專賣類の仕法を行ひて、農民の利益を妨害せる事に端を發して居るものが多い。然らば何故に土佐藩全體に一揆が起らずして、一地方のみに頻發したかといふに、之は百姓一揆發生に對する地方的素質によるものであ

(11) 阿州遺散記(土佐群書類從卷六十八)
徳島縣三好郡誌
西東祖父山村史三一七頁

る。即ち右に述べたる一揆は殆ど何れも高知城下を去る事遠く、山間僻地にして經濟上窮迫せる地方であり、殊に之等の地方が國産方によつて取扱はるゝ特産物たる土佐紙の本場であつて、農業を従とし製紙を本業とせるが如き地方であつたから、國産方仕法によつて經濟上の影響を受ける事が最も大であつた。又之等の地方が他領との國境に接し、然かも吾川、高岡兩郡は、百姓一揆の最も頻繁に發生せる伊豫に接する事が、この地方に一揆の頻繁するに至つた一の動因であると思へられる。同じく高知城下を去る事遠きに拘はらず、東部及び西部に於て一揆の發生しなかつたのは、山内氏が初よりこの地方の政治に對して深く注意を拂つたのみならず、更にこの地方が比較的豊饒の地方であり、國産方仕法の影響少かつた事に基くのである。要するに土佐の百姓一揆の原因は主として國産方といへる專賣類似の仕法と密接の關係あるものにして、他領に於けるが如く、單なる租税の誅求ではなく、國初より武士が營利的精神を以てその支配を行使せんとした事に存する點は最も注目すべきものである。幕末に於て薩長土肥が大に活躍して天下の政權を左右し得たるは、その財政力、又は理財的才幹が大であつたと稱せらるゝが、この地方の人々が一見極めて武骨なるに拘はらず、理財の才能を有する事は、已に幕政初期より涵養せられたる所にして、世俗の見解が必しも不當でない事を首肯せざるを得ぬ。

次に土佐の百姓一揆の著しき特徴はその抵抗形態である。即ち私の所謂四國型に屬するもので

あつて、暴力に訴へてその主張を貫徹せんとしたるは、本山一揆及び明治四五年の徴兵一揆位の事である。他は何れも徒黨を組んで愁訴するも暴動に至らず、或は流言蜚語を發して武士を威嚇するとか、或は愁訴狀を提出すると同時に他領に逃散して消極的抵抗をなすが如きものが多い。要するに土佐の百姓一揆には積極的又は暴力的抵抗が少く、消極的のものゝ多い事が特色である。

右の如く一揆の抵抗形態が陰性である結果として、一揆の持続性が比較的長期である。暴動の一揆が一般に持続性の少きは、暴動によつて農民が疲勞するのみならず、群衆心理にかられて熾暴に流れ、統一を缺ぎ、又一揆の通過する諸村落を掠奪するの結果となり、利害を必しも同ふせざる他の村落民の同情を失ひ、遂には却て反對せらるゝに至るを以て、武士が彈壓を加ふるに好都合となり、旁々速かに一揆が終息するからである。然るに土佐の一揆は徴兵一揆を除く外、同じ壓迫の下にある農民村落に對して殆ど迷惑を及ぼしたる事はなく、只支配者たる武士階級又はその代辯者たる商人を闘争の目標とし、派生的偶發的行動に出でなかつたようである。従て一揆の團結も堅く、比較的長く持久する事が出来た。例へば池川用居の逃散は二月十六日より三月十八日迄約一ヶ月間、名野川逃散は七月五日より七月二十六日迄（一本には八月二十六日とあれど誤ならん）二十餘日間持続したのである。之等は全く他國に逃散して消極的抵抗をなしたるが爲めに長く持久したのであつて、若し暴動を企てたならば、恐らく數日を出でずして鎮壓せ

られたであらう。

一揆發生の季節は、十月より翌年の二月頃迄が最も多く、恐らく徳川時代の百姓一揆の大多數はこの季節に發生したものである。次は六、七、八月頃である。即ち前年の不作を受けて食物が缺乏し、米價暴騰せし爲め、生活苦を訴へて一揆を起すのである。土佐の百姓一揆も亦この傾向を有す。前後十回の一揆中、寶曆元年の佐川一揆は六月、天保十三年の名野川一揆は七月であるが、他は何れも十月頃より翌春にかけての一揆である。(但し寛文三年の分は不明である)。之によつて見れば、土佐の百姓一揆は、その發生季節につきて何等の例外をなすものでないのみならず、寧ろ徳川時代百姓一揆の季節的傾向を最もよく表はして居るものといふべきである。

更に一揆の反覆性、從て又一揆の地理的分布の密度形成につきて、土佐の百姓一揆は明かにその傾向性を示して居る。之は固より地方々々の一揆に對する社會素質に基く所なるはいふ迄もない。即ち一定地方が一揆に對して感受性が強いのである。右年代史に於て述べたる所を觀察するに、長岡郡二回、高岡郡三回、吾川郡四回である。而かもその郡の内部につきて見るも、同一村落が反覆して一揆を企てんとするの傾向がある。例へば吾川郡に於ても名野川郷の如きは三回繰り返へし、高岡郡では檮原村が二回企て、居る。而て土佐全體として見れば、西北部の國境山間の村落に於て一揆發生の密度が最も大である。その何故であるかは、原因論を述ぶる場合に説明

しておいたから茲には之を省略する。

一揆の反覆性に關連して、時間的分布即ち頻發性につきても一言するの必要がある。余は已に他の機會に於て、徳川時代百姓一揆に關して知り得たる限りの材料によつて、之を時間的に配列して考察した。この配列によつて直ちに看取しうる事は、寶永時代(約西紀千七百年)を劃期として、その前後の時代に著しき頻發密度の差異を有する點である。即ち前期に於ては一揆が斷續的であり、同一年に二回以上發生した場合が極めて少い。然るに後期に於ては殆ど毎年頻發し、且つ同一年に數回、十數回の多きに亘つて發生した場合が少くない。而してこの後期は更に約六つに劃期する事が出来るが、之等につきては已に他の機會に於て發表したから本文には詳述しない。今土佐の百姓一揆の頻發性を右の劃期に當てはめて見るに、その頻發回数が少いから、充分の考察は固より困難であるが、矢張り大體に於て、夫々の時代型に適應して居る。

土佐に於ては一揆の傳播性が比較的少かつたようである。それは土佐の一揆が暴動性を有しない爲め、他村に一揆に参加を強制するの力が乏しかつたのと、又一揆を感受する地方的社會素質が地方々々によつて著しく異つて居た事が一揆の傳播性を阻止した重大な原因であらう。寛文三年の愁訴騒動は可なり廣い範圍に亘るものであつたらしいが、他のものは極めて局部的のものにすぎない。一郡全體に亘るものすら殆どない有様である。かくの如く土佐の百姓一揆は國內的に

は傳播性が少かつたけれども、却て他領からの傳播を受けては居ないかと思はれる。固より土佐藩は國境の交通を嚴格に取締つて居たから、他領の一揆が直接に傳播して來たとは思はれないが、少くとも一揆の方法形態に對しては、多少の影響を受けて居ると思ふ。かの寶曆五年津野山騒動に於て農民が逃散の計畫を樹てたるが如き、又天明七年池川用居の伊豫逃散、天保十三年名野川逃散の如きは、土佐特有の社會事情に基く所でもあらうが、更に他面より見れば、寛保元年（千七百四十一年）松山領久萬山農民が大洲へ逃散し、省生山僧侶の仲裁によつて農民側の大成功に終つた事に暗示を得たものではないかと思ふ。殊に二回の逃散が何れも久萬山へ逃げ込んだ事は、かくの如き推論をなすに有力なる根據を與ふるのみならず、久萬山の僧侶が平素より多少一揆を煽動して居たのではないかと思はるゝ節がある。之等の點は土佐の一揆の特質として注目すべきものゝ一つである。

以上を以て土佐の百姓一揆の一般的特性を概説したのであるが、更に土佐の百姓一揆として最も特徴を有する池川用居の逃散一揆につきて、以下少しく詳述しようと思ふ。この事件に關する記録は比較的豊富である。吾人は之によつてこの地方の農民生活を明かにしうると共に、問題が他藩との關係に在るを以て、當時の各藩相互の外交が如何にして行はれたかをも推察しうるであらう。

第三 池川用居の逃散¹³⁾

一、一揆の發端 天明六年は西部日本は一般の稀有の大凶作にして、飢饉が襲來し、各地方に百姓一揆の起つた年である。土佐も亦その厄に遭つたのである。殊に製紙業を主とする地方は、米の不作、穀價の暴騰によつて、消費上及び納税上一層の困難を感じたのである。茲に於て同年末、吾川郡池川用居地方の農民は、平素國産方仕法に不平を懷いて居たので、凶作を動機として事を起さんとし、物情甚騒然たるものがあつた。村役人は事態重大なりとし、藩當局に報告する所があつたが、何分この地方は城下を去る遠隔の地にして、農民の主張を具體的に知る事が出来なかつたから、郡方は要求書を呈出すべき旨を命じた。翌七年正月に至り、池川用居等大川筋五箇村より大庄屋に對して願書を提出し、郡方は之が詮議を遂げた所、農民の主張は尤もである事が明となつたので、之等の願書を纏め(但し池川用居狩山安居の四ヶ村のみ)藩政府御仕置中へ添書を以て上申した。農民の願書は四ヶ村共大同小異であるが、池川郷の願書は比較的詳しく、よくその要求を推知しうるが故に、煩雜ながら左にその全文を掲げよう。

奉 願

一、御藏紙の外平紙と唱問屋買子傍爾境極め紙品相應より直に被買取因窮仕百姓業相立不申様に相成迷惑仕候間、向來諸紙

13) 池川用居非常大要記録
池川逃散記
御家時代略記二ノ五一(土佐史料二六一ノ五一)
昔山集一五(土佐史料三一ノ一五)
新民基元(土佐史料三二ノ五七)

御國他國へ賣渡申儀百姓共勝手次第に被仰付被下度奉願候。

一、四五年以前諸紙他國出被明遣候節は他國商人へ平紙賣渡申候得ば壹束に付二匁三四分位に賣渡申候、問屋買子共へ賣渡申候へば同籾紙一匁五六分位被買取取彌迷惑仕候間宜御聞届被仰付、少々の御口銀百姓共手前より被召上、以來諸紙百姓共心儘被仰付被下度奉願候。左候へば平紙直段紙品相應に賣拂百姓業取續き申度乍恐奉願候。

一、用居村へ御出被成候御役人所江ノ口より池川迄大送を以御出被成候。池川より用居へは池川百姓共送り申儀甚迷惑仕候。送出之通大送を以御出被成候様御作配被仰付被下度奉願候。

一、黒岩郷御賣物米池川四屋へ拂込池川より用居迄池川百姓共送り申様被仰付百姓共難儀に相成申候。此儀御作配を以黒岩郷より用居村御役所迄直に送り申様被仰付可被下候。

一、去年御賣物九十文御通用を以御相場八十三匁に御極被仰付其通御取立有之候處道而一匁に十八文迄之目録相立候様被仰付無是非相立申候。尤御上へは御賣物銀百八文一匁を以被召上、下百姓共へ被爲下御藏紙並小中折楮草代九十文一匁を以被仰付、乍恐重々迷惑至極仕百姓業相立不申無是非願書差上申候。宜御了簡被仰付被下度奉願候。

右之趣御聞届被仰付被爲下度奉願候以上。

天明七未正月二十七日

池川郷惣百姓中

而して郷内の名本十二人の添書連判を以て大庄屋及び惣年寄に提出したのである。その他の郷村の願書には多少異つた項目を擧げて居るが、要求の主眼點は問屋の買入獨占を停止し、他領より來れる商人に對し自由に紙を販賣する事を許可せよといふに在る。郡奉行等は常に地方に在りて問屋の獨占購入の弊を認めて居たので、可なり同情のある添書を付して居る。然るに藩當局に於ては之が裁決に日子を費し、何等の回答を與へなかつたので、農民等は一揆を起して當局を威

嚇するに如かずとなし、農民は糾合して示威運動に着手するに至つた。

□、一揆の経過　二月十四、五日の頃に至つて、愈々一揆が勃發し相な形勢となつたので、右四ヶ村の庄屋等は大に狼狽し、事情を當局に時付送を以て注進し、役人の急派を請求した。十六日七ツ時、池川郷屋壽の川原へ集し、村役人の制止に耳を假さず、直ちに同所を出發、池川口御番所の上野山を経て番外に脱出した。村役人等はその行先を確め、且つは之を制止せんとして追かけたるも、勢に逸やる農民の事とて如何ともする事が出来なかつた。農民脱出の報が寄合席、奉行中、御仕置中へ達せらるゝや、直に先遣役として岡本順助、郷廻役人八兵衛を特派し、番外山中に隠れて居るか否かを確め、歸郷を諭さしむる事とした。然るに百姓の行方が全然不明となつた事が十九日藩廳に達せられたので、郡奉行林數馬及びその配下は二十日早朝出發した。

一方逃散農民は越境して松山領東川村近山宮林に集合した。用居池川の庄屋は東川村庄屋梅木茂十郎、七島村庄屋船草五平次の兩人に、俄かに書を發して之を引き止め歸村を懇願するよう依頼した。東川七島の村役人は夫々手配りをなし、十九日より逃散農民に賄をなし、之を引き止める事とした。又松山藩に於ても、當時世情不穩の時であつたから、逃散農民の城下に押しよせ、或は他の領内へ逃散すれば一大事とて、代官を久萬山町迄派遣して、その行動を監視した。東川村は友誼上農民五百六十人の大勢を賄ひ、大なる迷惑を蒙りたるも、農民等は容易に歸村すべく

もなかつた。土佐方に於ては成るべく藩と藩との表沙汰とせずして解決をつけようと考へ、高岡村その他の庄屋三人を東川村に派遣する事としたが、その未だ到らざるに、二月二十日早朝、農民等は東川村の内川崎を出發し久萬山菅生山へ向つた。併し乍ら先遣役として國境に出張せる田村熊之丞、岡本順助は只農民の行動に關する報告を聞くのみにて、自領の農民とはいひ乍ら、他領内に於ける行動を制止する事も出來ず、徒らに焦慮するのみであつた。又林數馬等の一行は途中洪水の爲め渡河に困難し、容易に現場に急行する事が出來なかつた。加之、安居狩山地下人等は未だ事を起さないで居るが、先の願書に對する回答が遅延するので如何なる態度に出るかも知れないから、先遣役はこの問題の解決を催促した。漸く二十一日に至り、林數馬等の名を以て、安居狩山村の要求を容れ、又池川用居に對しても、本來ならば國禁を犯したのであるから諸公役の如きも増加すべき筈であるが、この際特旨を以てその要求を取り上ぐる旨を宣言した。この形勢を見て二月二十四日に至り、名野川郷の内森山北川の二村の百姓百十七人も亦越境して松山領に逃散し、久萬山の先着農民と合體した。二十五日右四ヶ村の要求と略ぼ同様の願書を出したが、之も承認せられた。

八、農民引渡に關する折衝 農民が他領に逃散した以上、勝手に役人を他領に派遣して之を追捕する事は出來ないが、逃散農民を放任しておけば、他領は種々の點に於て迷惑を蒙るのみな

らず、窮餘の結果は如何なる亂暴の擧に出づるかも知れぬ。かくなれば逃散そのものがその所屬する藩の不名譽なるは勿論、藩と藩との間にも問題を紛糾するの虞がある。そこで土佐藩は逃散（發生直後二月二十二日、林數馬等三人の名を以て、阿波、丸龜、三島、大洲、西條、松山、吉田、宇和島の諸藩の當局に對して、了解を求むるの書を發した。更に二月二十一日以來、林數馬は伊豫領内へ乗り込むに先ち、伊豫の關係郡奉行に對し了解を求むる爲めに、屢々文書によつて折衝した。その全文を掲ぐるは煩に失するを以て、その主意のみを述べんに、先づ農民が藩の趣意を誤解し逃散をなして迷惑を及ぼしたる事を謝し、隣國の好誼を以て領民同様に遇せられん事、兩藩の家老が直接に交渉すべきであるが、それは却て表沙汰になつて山内家の首尾合にも關するから、郡奉行がにかけて交渉するに就き、その節は可然取計つてくれといふに在る。

林數馬等追捕の爲めに出張せる役人共は、洪水の爲め途中に意外の日子を要したると、事件が餘りに紛糾して愈々松山領に出かけて折衝しなければならなくなつたので、多額の準備金を必要とした。彼等はこの資金調達の爲め屢々高知城下へ急使を發して請求した。その金額正銀五貫であつたが、仲々送附して來ず、進發に手間取つた。當時五貫目といへば大金であつたけれども、之れ丈の金が危急の場合に即達する事が出来なかつた事を見るも、藩の財政が餘程苦しかつたものと思はれる。そこで他より五貫目の融通を受けて漸く役人共を松山領に派遣する事が出来た

といふ有様である。二月二十三日松山方より金子萬右衛門、星野七郎の名を以て、立合の上農民引渡につき示合致し度旨を返事して來たので、即刻林數馬等池川を發し、久萬町に向つて發足した。松山領の役人は土佐の役人が參着する迄に、農民を宥めて歸村を誓はしめんとしたるも、農民は一旦歸村の上は重科に處せらるべきを恐れて歸村を肯じなかつた。そこでその由を高知に急報し、罪を赦す事としては如何との伺ひをたてた。高知藩廳も事情已むを得ず農民の罪を問はない事とした。茲に於て先づ名野川郷森山北川の農民を分離して全體の團結を切り崩さんとしたるも、却て農民の疑惑を生せしめたので、菅生山大寶寺院代理覺坊、七鳥村西光寺の兩僧より無處罰を保障する旨を傳へしめた。農民等漸く靜謐に歸し、三月十一日に森山北川の百姓は遂に歸村する事となつた。土佐の役人も松山の役人に之が覺書を呈出した。次で三月十四日池川用居の農民も承服し、直ちに菅生山を引き拂ひ、理覺坊引率の下に用居番外に向つた。十六日理覺坊は池川郷常通寺に引き渡し、寺僧、郡奉行の間に誓紙が取りかはされ、一切農民の罪を不問に附する事とし、茲に農民の引き渡しは終了した。かくして土佐藩は松山藩出張役人に對して金品を贈りてその勞を謝し、又特使を隣藩に遣して答禮の挨拶をした。

二、一揆の終末 池川川居の一揆は土佐に於ける最初の逃散であり、然かも高知城下を去る事甚だ遠隔の地迄脱走した事とて、土佐藩の狼狽その極に達した。又藩主が江戸在府中にこの不

祥事が起つたので、留守の役人共はその責任上、出来る事なら内密に解決しようとしたため、農民の要求は無條件に容れられたのである。而して彼等は武士の鎮撫には服従しなかつたのであるが、僧侶の力によつて最後の解決が附けられたのであるから、武士の面目、特に土佐の役人の面目は全くつぶされたわけである。尙ほ農民引取りの際には全くその罪を問はない事を約しておき乍ら、後になつて三名の者を死罪に處して居る。之は武士として誠に不都合の處置といふべきである。土佐藩はこの事件によつて内外に秕政を暴露したのみならず、財政上にも多大の損失を蒙つた。國産方の廢止によつて消極的に損失せるは勿論、直接に要したる費用も亦大である。例へば人事往來の爲めに、傳馬二十五疋、送夫三萬三千二百十六人、船八艘を要した。之によつても財政的損失を察する事が出来よう。

餘言

以上の如く土佐に於ては、隣國の伊豫の如く、頻繁に百姓一揆が起つたわけではないが、徳川時代百姓一揆の範疇に最もよく適合せる類型を有するものである。又所謂四國型の百姓一揆が多く、他地方のものど著しき特徴を有する事が視はれる。殊に野中兼山以來の專賣類似の仕法が農民の生活を壓迫し、従て農民をして早く貨幣經濟と關係せしめたる結果、百姓一揆の素地が涵養

せられ、國産方に關連して發生せるものは勿論、その他のものと雖も、貨幣と密接の關係を有する事は、土佐百姓一揆の特色である。

斯くの如く、土佐が偏陬の地であり乍ら貨幣經濟が比較的よく普及せるは、その地理的事情及び政治的施設よりして、純農以外の手工業的副業を發達せしむべき條件の備はりし事にも基因するが、又他面より見れば當時の如き陸上交通の不便なりし時代に於ては、舟運を有するは經濟的發展に好都合の事にして、土佐は舟によつて經濟の中心たる大坂と交通する事容易なりし爲め、手工業的産物を之に移出し、爲めに貨幣經濟を營むに至つたものであらう。固より自然物經濟を基礎とする封建治下に於て、農民が貨幣經濟を營む事は、種々の矛盾撞着を生じ、その損失は結局農民に轉嫁せらるゝに至り、農民の生活は一層困難となつたであらうが、又一方より見れば、他國の農民よりも早く貨幣經濟になれ、その運用を不知不識の間に體得するには最もよい機會であつた。明治維新前後より土佐藩の人々が大に活躍し、又今日の資本主義社會に於て土佐の農民が比較的良好なる生活をなしうる所以は、自然的事情もさる事ながら、多年の手工業的修練及び貨幣經濟の慣熟に基き、よく貨幣經濟社會に適應し得たからであらう。

終りに、本文起稿に用ひたる資料の蒐集に關し、種々の便宜を與へられたる土佐の郷土史家武市佐市郎氏、高知圖書館長小關豐吉氏及び上田藤十郎學士に對して感謝の意を表す。